日立市告示第98号

日立市不妊治療費助成特例要綱を次のように定める。

令和８年１１月１１日

日立市長　　小　川　春　樹

日立市不妊治療費助成特例要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、日立市不妊治療費助成要綱（平成２１年告示第２１号。以下「一般要綱」という。）の特例を定めるものとする。

（対象者）

第２条　この要綱に基づく助成（以下「特例助成」という。）の対象となる者は、次の各号の全てに該当する夫婦（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）とする。

(1)　生殖補助医療以外の方法によっては、妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。

(2)　夫若しくは妻又はその両方が、「１回の治療」の初日に県内に住所を有し、かつ、当該治療が終了した日及び申請日において、日立市内に住所を有していること。

(3)　１回の治療期間の初日における妻の年齢が４０歳以上４３歳未満であること。

(4)　公的医療保険の適用による生殖補助医療について、保険適用回数の上限３回に達したのち、４回目以降を自費で受けていること。

(5)　４回目以降の生殖補助医療について、他の地方公共団体その他の助成制度による助成を受けていないこと。

（助成対象費用）

第３条　助成の対象となる費用は、生殖補助医療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止したときを除く。）を含む。）に要した費用（令和８年４月１日以後に終了した治療に係るものに限る。）とする。

（対象とならない治療）

第４条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成の対象としない。

(1)　夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの

(2)　代理母（妻が卵巣や子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妊娠及び出産するもの）

(3)　借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの）

（助成金の額）

第５条　特例助成に係る助成金の額は、生殖補助医療に要した費用に対

して、１回につき１０万円を限度とする。

（助成の回数）

第６条　助成の回数は、１子につき通算して２回（一般要綱による助成回数を除く。次項において同じ。）を超えないものとする。

２　助成を受けた者が出産した場合において、再び助成を受けようとする場合は、助成を受けていないものとみなして、新たに１子につき２回を超えない範囲で助成を行うものとする。

（助成の申請）

第７条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生殖補助医療に係る「１回の治療」が終了した日の属する年度（以下この条において「治療年度」という。）の末日までに、別に定める日立市不妊治療費特例助成申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、治療年度の翌年度に申請することができる。

（助成の決定）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額について別に定める日立市不妊治療費特例助成決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から適用する。